

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月
27日京都市条例第127号）（総務局人事部給与課）

1 諸般の状況により、現在実施している市長、助役、収入役及び常勤の監査委員の給与の減額措置について、その期間を平成19年3月31日まで延長することとしました。

2 京都市職員給与条例の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

上記1の改正は平成18年3月27日から、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 桜本 賴兼

京都市条例第127号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

第3条中「平成17年12月」を「平成18年12月」に改める。

附則第2項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

第2条 京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第2条の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条各号列記以外の部分中「調整手当」を「地域手当（平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間にあっては、調整手当）」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)